

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（案）について

市長公室政策企画室

1. 条例制定の背景

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」が令和元年5月31日に公布され、4類型の手続等（申請等、処分通知等、縦覧等、作成等）において、個別の法令改正手続を経ることなく、一体的にオンラインでも手続可能となるよう法整備が行われている。

本市では、手続等の情報通信技術の活用を進め、令和6年11月時点では90業務がオンラインにて申請が可能となっているが、未対応となっている手続きについては、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものもあることから、条例等に基づく手続等に関し、従来の書面による方法に加えて、情報通信技術を活用した方法で行えることを示す通則条例として、和泉市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定する必要がある。

2. 条例制定の目的

行政手続き等に係る市民等の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とし、情報通信技術を利用する方法により手続き等を推進していく必要があるため。

3. 条例の概要

目的（第1条） 定義（第2条）	・ 条例の目的及び使用する用語の定義を定める。 ・ 対象：市長、教育委員会等の執行機関、消防長、公営企業管理者の権限を行う市長、議会のほか指定管理者
①申請等②処分通知等 ③縦覧等④作成等の取 り扱い（第3条～第6 条）	・ 4類型の手続等について、本条例により、個別の条例等にて書面等によると規定されたものについて個別の改正を必要とせず、電子的な方法によることを可能とするもの。 ・ オンライン申請等を行う方法について、市の機関の電子計算機にあるファイルへ記録された時点を申請の到達時とみなすことなど、オンライン手続きに関して統一的なルールを定めるもの。
添付書面等の省略（第7 条関係）	住民票の写しなどの書面等で、申請等に際し添付することが規定されているものについて、市の機関等が添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を省略できる。
推進状況の公表（第8 条）	オンライン化の推進状況について、インターネット等により随時公表する。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和6年12月	条例制定に向け協議会報告を実施済み
令和7年3月	条例案を市議会に提案、規則改正
令和7年4月1日	条例の施行
令和7年4月～6月頃	条例にて書面等によることが規定されている以下の手続きをオンライン化対応予定 ・国民健康保険「保険料減免申請書」 ・国民健康保険「産前産後期間に係る保険料減額届出書」
令和6年度・7年度	電子申請フォームの作成に係る職員向け実施研修を各年度で実施し、年間100件以上の申請がある手続きを中心にオンライン化を推進していく。

5. その他

オンラインにて可能な対象手続きの一覧は別紙参照のこと。

(別紙) オンラインにて可能な対象手続き一覧 (令和6年11月時点)

室・課名	手 続 名
人事課	会計年度任用職員 (一般事務) 登録申込
総務管財室総務担当	情報公開請求、情報公開申出、個人情報開示請求
税務室市民税担当	課税 (所得) 証明書、市・府民税の申告、軽自動車税に係る障がい者等減免の継続届出
税務室資産税担当	評価・公課証明書、罹災証明書・罹災届出証明書
税務室納税担当	納税証明書、軽自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査用)
高齢介護室 介護保険担当	要介護・要支援新規認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請 居住 (介護予防) サービス計画作成 (変更) 依頼の届出、住所移転後の要介護・要支援認定申請 介護保険負担割合証・被保険者証の再交付申請、居宅 (介護予防) サービス計画作成 (変更) 依頼の届出 居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給申請 (住宅改修前)、居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給申請 (住宅改修後) 居宅介護 (介護予防) 福祉用具購入費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、高齢介護 (予防) サービス費の支給申請
市民室	住民票 (写し)、戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書、パスポート受領予約 電子申請パスポート受取場所選択、転出届 (オンライン)、おくやみコーナー予約
保険年金室 国民健康保険担当	国民健康保険集団健診申し込み、国民健康保険の資格喪失届、限度額適用認定証の申請 国民健康保険料簡易申告 (収入申告)、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険料特例対象被保険者等に係る減額の届出
くらしサポート課	就労・ひきこもり・生活困窮のオンライン相談予約
子育て支援室 こども支援担当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出 児童手当に係る氏名変更/住所変更等の届出、受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求 児童手当等に係る寄附の申出、児童手当等に係る寄附変更等の申出、児童手当等の現況届 児童扶養手当の現況届の事前送信

室・課名	手 続 名
健康づくり推進室 健康増進担当	妊娠の届出、産後ケア事業利用申請
健康づくり推進室 予防推進担当	犬の登録、犬の鑑札再交付、犬の死亡届、犬の登録情報変更、狂犬病予防注射済票交付、狂犬病予防注射済票再交付
都市政策室都市政策担当	屋外広告物許可申請の受付
建築住宅室住宅政策担当	老朽空き家等通報
都市整備室公園緑地担当	損傷等通報（公園）
土木維持管理室	損傷等通報（道路）
お客さまサービス課	水道の使用開始・休止の仮申請
会計室	事業者口座登録
選挙管理委員会	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求
消防本部警防課	訓練指導申請、自衛消防訓練申請、消防庁舎見学申請、月例救命講習申請、救命講習開催依頼申請、救護証明書の発行申請
消防本部予防課	【火災】罹災証明書・事故証明書の発行申請、防火・防災管理者選任（解任）届出、消防計画作成（変更）届出 統括防火・防災管理者選任（解任）届出、全体についての消防計画作成（変更）届出、防火対象物点検結果報告 防災管理点検結果報告、自衛消防組織設置（変更）届出、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 工事整備対象設備等着工届出、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
学校教育室	就学援助費受給申請書、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書、子どもの夢応援奨学金交付申請 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 就学相談申込、進路相談申込、入学準備金の申請
こども未来室 幼保運営担当	保育施設の利用申込及び支給認定、保育施設等の現況届

議案第 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続等における情報通信技術の利用に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市の機関等に係る手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規則その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則並びに教育委員会規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、消防本部（消防署を含む。）、地方公営企業法第7条の規定に基づき市に置かれる管理者（管理者の権限を行う市長を含む。）若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例において独立に権限を行使することを認められた職員又は議会をいう。

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番

号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置で

あって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとするができる。

(手続等における情報通信技術の利用に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。